



# 企業経営における個人情報の保護について 個人情報保護の推進体制

佐藤典文 司法書士  
text by Sato Norifumi

今回は個人情報保護の具体的措置として、個人情報への本人の関与、個人情報取扱事業者による苦情の処理および認定個人情報保護団体について見えてきました。そこで、今回は個人情報保護の推進体制として、国および地方公共団体の責務と施策、主務大臣の関与と罰則、義務規定の適用除外について見ていきたいと思います。

## 国および地方公共団体の責務と施策

個人情報保護法(以下「本法」という。)では、「個人情報の適正な取扱いを確保するため、国は総合的に、地方公共団体は区域の特性に応じて、それぞれ必要な施策を策定し実施する責務を負う」と定められています(本法第4条・第5条)。

このような国の責務を踏まえ、関係施策の総合的・一体的な推進に向けて、平成16年4月2日本法第7条に基づく「個人情報の保護に関する基本方針」が閣議決定されました。そこでは、国および地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項が定められ、本法の施行(平成17年4月1日)に向けた取り組みに対する基本的な枠組みが示されました。そして、その基本方針

に基づき、各省庁からその所管する業界の取り組みについて定めた事業分野別ガイドラインや個別法案が順次公表されてきています。

また本法では、国は本法の円滑な運用のため、個人情報保護の制度に関する情報の提供や、事業分野別ガイドラインの策定等を通じて、地方公共団体や事業者の取り組みを支援するとともに(本法第8条)、事業者と本人との間の苦情の迅速な処理のために必要な措置を講ずることが定められています(本法第9条)。

加えて、地方公共団体は条例の策定等によりその保有する個人情報の保護を図るとともに、区域内の事業者や住民に対する支援および事業者と本人との間の苦情の解決のあっせん等に努めることが定められています(本法第11～13条)。

さらに本法では、個人情報取扱事業者と本人との間の個人情報に関する紛争については、できる限り苦情処理という仕組みを通して簡便かつ迅速に解決することを目指しています。そこで、苦情の受付も、個人情報取扱事業者自身(本法第31条) 認定個人情報保護団体(本法第42条) 地方公共団体(消費者センター等)(本法第13条) 国民生活センター 国(本法第9条)と複数

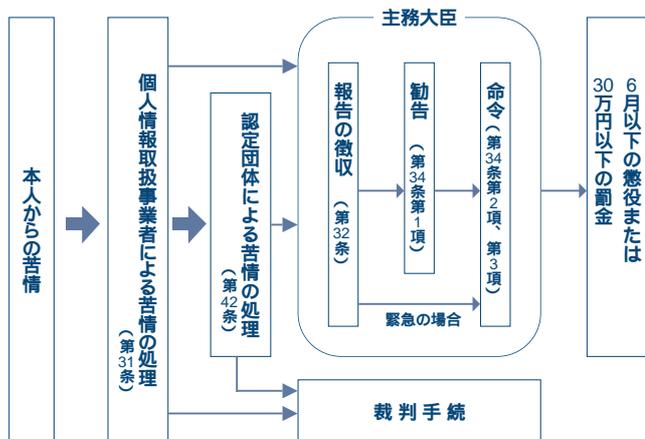
の窓口を設置し、それらが連携・協力して苦情処理に当たり、解決を目指すという体制をとることとしています。

## 主務大臣の関与と罰則

このように本法では個人情報取扱事業者が義務規定に違反した場合でも、極力事業者と本人との間の自主的な解決や認定保護団体等の苦情処理による解決を基本としています。これのみによっては問題が解決されない場合に備え、訴訟による解決のほか下記のような主務大臣の関与による問題解決の仕組みが設けられています。

まず主務大臣は、個人情報取扱事業者の義務履行のため、必要な限度において個人情報取扱事業者に対して「報告」を求め、「助言」することができることになっています(本法第32条・第33条)。また主務大臣は、個人情報取扱事業者が義務規定のうち一定のものに違反し、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該違反行為の中止や是正のために必要な措置を「勧告」することができることとされています(本法第34条第1項)。加えて主務大臣は、個人情報取扱事業者が正当な理由なくその勧告に従わず、かつ個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるとき

## 資料1 実効性担保の仕組み



出所：首相官邸ホームページ「実効性担保の仕組み」  
(<http://www.kantei.go.jp/jp/it/privacy/houseika/hourituan/pdfs/06.pdf>)

## 資料2 適用除外の考え方について



例 報道機関等が行う報道活動等に密接に関わる行為  
報道機関等以外の者が行う表現の自由等に関する行為  
報道機関等が行う取材活動等と裏腹の、情報提供者側の情報提供行為

出所：首相官邸ホームページ「適用除外の考え方について」  
(<http://www.kantei.go.jp/jp/it/privacy/houseika/hourituan/pdfs/09.pdf>)

は、その勧告にかかる措置を命ずる「命令」を発することができることとされています(本法第34条第2項)。さらに主務大臣は、個人情報取扱事業者が一定の義務規定に違反し、かつ個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に一定の措置をとる必要があると認める場合には、違反行為の中止やその他の必要な措置を命ずる「緊急命令」を、勧告を前置きせずに発することができることとされています(本法第34条第3項)。

そして本法では、主務大臣の命令に違反した場合に罰則を科すことにより、個人情報取扱事業者に命令を遵守させようと考え、上記の主務大臣の命令および緊急命令に違反した者は、6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金を課せられることとされています(本法第56条)。また、主務大臣からの報告の求めに応じず又は虚偽の報告を行った者も、30万円以下の罰金を課せられることとされています(本法第57条)。この処罰の対象は直接的には命令に違反した個人情報取扱事業者自体ですが、その事業者が企業の場合には命令違反をした従

業員も「行為者を罰するほか」と規定する両罰規定により、企業とともに処罰の対象となります(本法第58条)。

## 義務規定の適用除外

報道、著述、学術研究、宗教および政治といった分野においても、今日大量の個人情報を取り扱われています。一方、これらの分野の活動は、表現の自由、学問の自由、信教の自由、政治活動の自由といった憲法上保障された権利により保護されています。そこで本法では、これら5つの分野の活動については個人情報取扱事業者としての義務規定の適用を除外しています(本法第50条第1項、資料2参照)。

つまり、報道機関、著述を業とする者、学術研究団体、宗教法人および政治団体がそれぞれの本来の活動の目的で行う個人情報の取り扱いについては、本法の義務規定を適用しないこととされています。したがって、これらの者は主務大臣の勧告・命令等の関与を受けないとともに、これらの者に対して

情報提供を行う者も、主務大臣の勧告・命令等を受けることがないことが明記されています(本法第35条第2項)。ただし、これら5つの分野においても個人情報の適正な取り扱いが必要なことには変わりがないことから、本法の義務規定が適用されない個人情報取扱事業者においては、安全管理措置や苦情処理等に関する必要な措置を自ら定め、その内容を公表するよう努めることが定められています(本法第50条第3項)。

これまで、6回にわたり個人情報保護法の内容について見てきました。そこで、次回からは個人情報取扱事業者としての企業の個人情報保護法への対策について検討していきたいと思ひます。

1957年生まれ。1981年3月東京大学法学部卒業。同年4月横浜銀行に入行。2000年11月横浜銀行在職中に司法書士試験合格。2002年12月横浜銀行退職。2003年6月司法書士登録。2004年3月神奈川県横浜須賀野市に「佐藤典文司法書士事務所」開設。現在、司法書士業務を行うかわら、企業向けの法務コンサルティングを行う。

